

平成28年4月26日
総務省政策統括官(統計基準担当)

諮問第88号及び第89号の概要

(牛乳乳製品統計調査及び
農業経営統計調査の変更)

牛乳乳製品統計調査の概要

調査の目的

牛乳及び乳製品の生産に関する実態を明らかにし、畜産行政に必要な基礎資料を得ること。

調査の概要

調査の沿革

- 昭和25年に畜産物調査として牛乳及び鶏卵の生産量調査を開始。同27年から飲料用牛乳及び乳製品を対象に追加
- 昭和47年からは調査対象範囲等の見直し（鶏卵等を対象から除外）に伴い、牛乳乳製品統計調査として実施

調査期日

- 【基礎調査】 毎年12月31日現在
- 【月別調査】 毎月末日現在

調査範囲及び報告者数

- 牛乳処理場及び乳製品工場並びにこれらを管理する本店又は主たる事業所
- 【基礎調査】（全数調査）
- ・ 牛乳処理場及び乳製品工場 594工場・処理場
- 【月別調査】（標本調査）
- ・ 牛乳処理場及び乳製品工場 360工場・処理場
 - ・ 本店又は主たる事業所 15事業所

調査票及び調査事項

- 【基礎調査票】
 - ・ 生乳の用途別処理内訳
 - ・ 牛乳等の生産量及び出荷状況
 - ・ 生産能力、乳製品の種別生産量及び年末在庫量 等
- 【月別調査票】
 - ・ 生乳の用途別処理量、都道府県間移出入量
 - ・ 牛乳等の種別生産量
 - ・ 乳製品の種別生産量、月末在庫量 等

調査組織

- 農林水産省 - 民間事業者 - 報告者 ※調査方法⇒〔配布〕郵送、オンライン〔回収〕郵送、オンライン、FAX

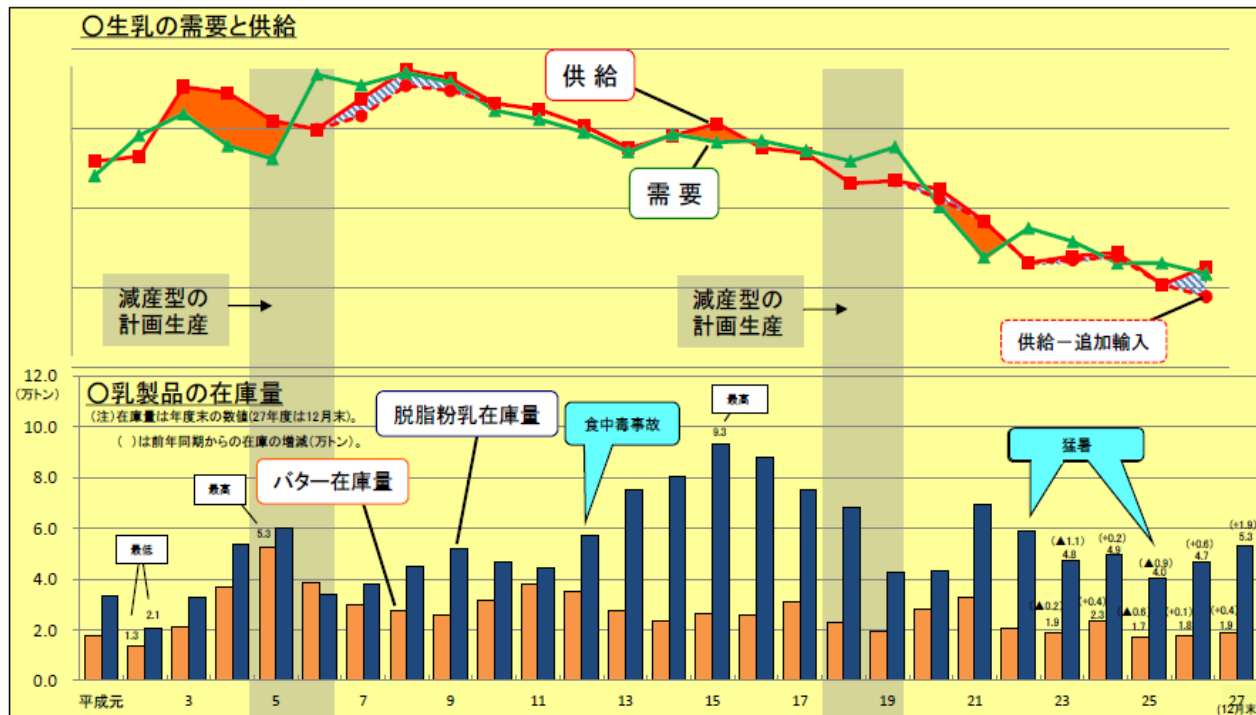
結果公表

- 【基礎調査】 調査対象年翌年の3月20日までに概要を公表。詳細は逐次公表
- 【月別調査】 調査対象月翌月の25日までに概要を公表。詳細は逐次公表

牛乳乳製品統計の利活用状況

行政施策上の利用

- 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(昭和40年法律第112号)に基づく、生産者補給交付金の交付対象数量(交付の上限となる数量)の算定に当たり、本調査の生乳生産量等のデータを基礎資料として利用
- 指定乳製品の価格の騰落が認められる場合の輸入・調整保管等の検討に当たり、本調査のバター及び脱脂粉乳の在庫量データを基礎資料として利用

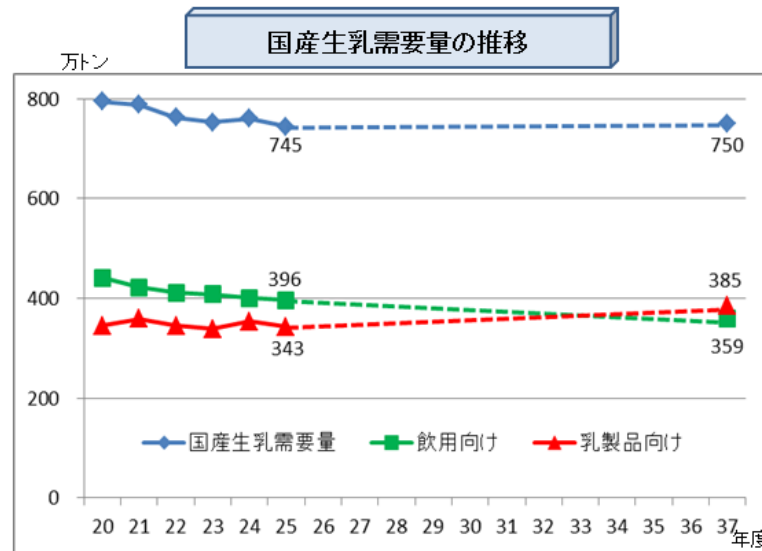


食料・農業・農村政策審議会畜産部会資料より抜粋

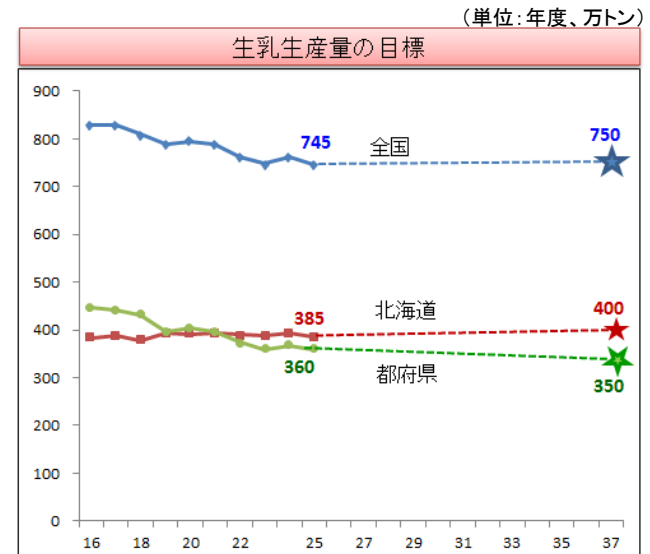
牛乳乳製品統計の利活用状況

行政施策上の利用

- 「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」(平成27年3月31日農林水産省策定)における生乳の地域別の需要の長期見通し、目標生産数量の設定に当たり、本調査の生乳生産量等のデータを基礎資料として利用



食料・農業・農村政策審議会畜産部会資料より抜粋



食料・農業・農村政策審議会畜産部会資料より抜粋

加工統計への利用

- 国民経済計算(内閣府)や鉱工業指数(経済産業省)を作成するための基礎データ

農業経営統計調査の概要

調査の目的

農業経営体※の経営及び農産物の生産費の実態を明らかにするとともに、農業行政に必要な基礎資料を得ること。

※農業経営体とは、経営耕地面積が30アール以上又は1年間の農業生産物の総販売額が50万円以上など、一定規模以上の事業を行うものをいう。

調査の概要

調査の沿革

- 昭和24年から実施された農家経済調査と米生産費調査等を統合し、平成7年から農業経営統計調査として実施
- 平成16年からは、水田作経営、畑作経営等営農類型別の経営統計の作成を主な柱とした調査体系の整備を行い実施

調査対象期間

- 個別経営体 → 毎年1月1日～12月31日の1年間
- 組織経営体 → 毎年決算の対象となった年の1年間

調査範囲及び報告者数

- 農業経営体のうち、農産物の販売を目的とする経営体
 - ・個別経営体
4,529経営体（母集団1,493,976経営体）
 - ・組織経営体
組織法人経営体 369経営体（母集団10,597経営体）
任意組織経営体 212経営体（母集団 3,727経営体）

調査票及び調査事項

- ①現金出納帳
農業収支、農業生産関連事業収支、農外収支 等
- ②作業日誌
作業内容、農業労働時間、生産費該当品目に使用した資材の状況 等
- ③経営台帳
経営の概況、財産の状況、損益の状況 等

調査組織

- 農林水産省－地方農政局等－報告者 ※調査方法⇒〔配布〕職員、調査員、オンライン〔回収〕職員、調査員、郵送、オンライン

結果公表

- 【営農類型別経営統計（個別経営体、組織経営体）】 農業・農外所得、農業粗収益、農業経営費 等
- 【農畜産物生産費統計（個別経営体）】 生産費（種苗費、肥料費、農機具費、飼料費、労働費等）、単位当たり労働時間 等
⇒ 調査実施年翌年に順次公表（対象品目等により公表月が異なる）

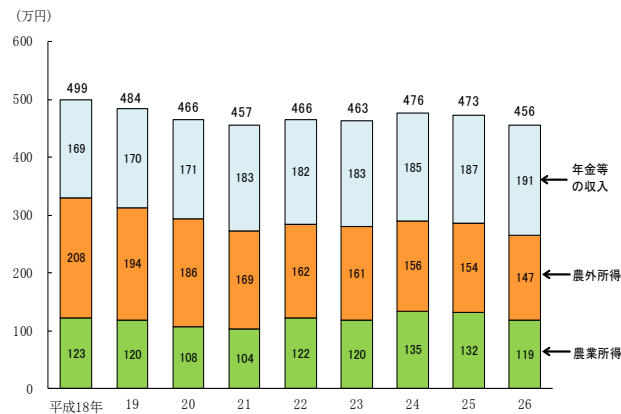
農業経営統計の利活用状況

営農類型別経営統計

行政施策上の利用

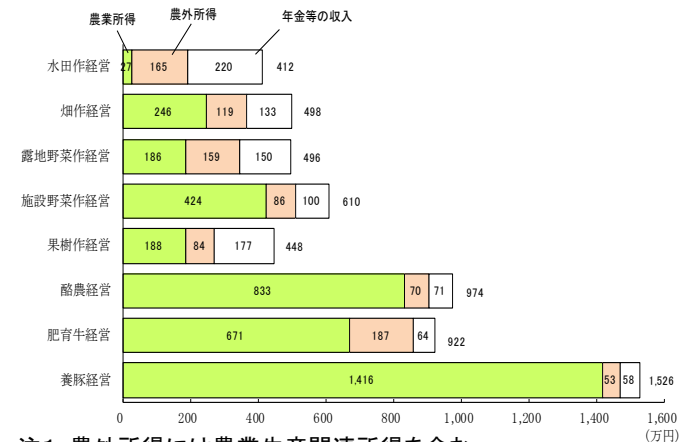
- 経営所得安定対策等、農業経営体に対する所得政策の策定、評価等のための基礎資料

個別経営体の所得の推移(全国・1経営体当たり)



注：農外所得には農業生産関連所得を含む。

個別経営体の営農類型別の所得(平成26年 全国・1経営体当たり)



注1：農外所得には農業生産関連所得を含む。

注2：四捨五入により、合計と内訳が一致しないことがある。

- 「食料・農業・農村基本計画」(平成27年3月31日閣議決定)の「農業経営等の展望について」の作成のための基礎資料

加工統計への利用

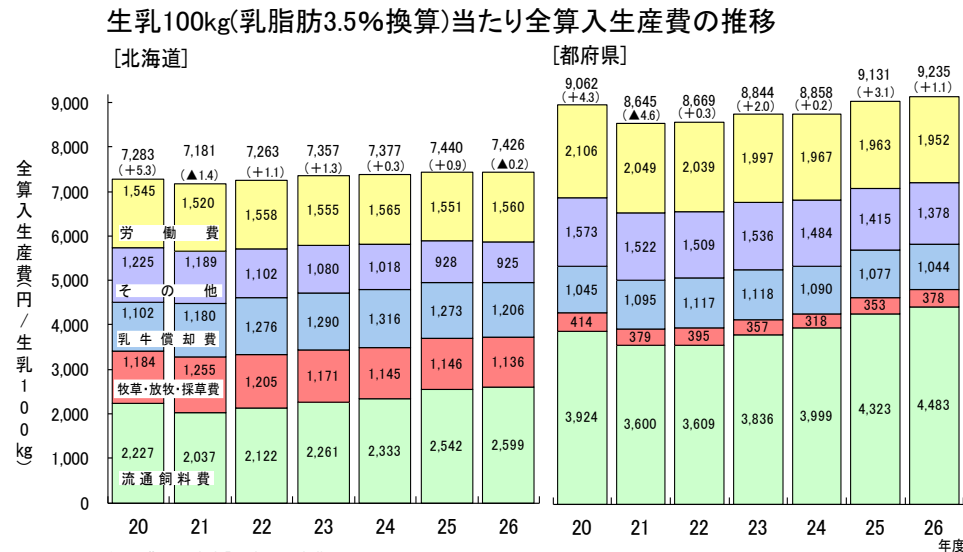
- 国民経済計算、産業連関表及び農業・食料関連産業の経済計算において、農業部門の投入・産出の細目を推計する際の基礎データ

農業経営統計の利活用状況

農畜産物生産費統計

行政施策上の利用

- 各種交付金の算定のための基礎資料
 - ・ 経営所得安定対策における交付金
 - ・ 麦、大豆等に係る諸外国との生産条件格差を補てんするための交付金
 - ・ 甘味資源作物等についての交付金
- 加工原料乳、牛肉、豚肉等の行政価格算定のための基礎資料



資料: 農林水産省「畜産物生産費」
 注1: 全算入生産費は、資本利子・地代全額算入生産費のことを示す。
 注2: その他には、光熱水料及び動力費、建物費、農機具費等が含まれる。
 注3: 消費税含む。

- 「日本再興戦略」改訂2015(平成27年6月30日閣議決定)における米の生産コスト削減に係る成果目標の進捗の評価のための基礎資料

諮問に係る論点（目次）

- 今回の申請における主な変更点
 - 1 牛乳乳製品統計調査の変更
 - 2 農業経営統計調査の変更

1 牛乳乳製品統計調査の変更

【調査事項の追加】

平成27年10月に大筋合意に至った「環太平洋パートナーシップ協定」（TPP協定）においては、ホエイ^(注)について、その用途が脱脂粉乳と競合する品目であることから、輸入量の増加に伴う国産脱脂粉乳の生産に及ぼす影響を緩和するため、セーフガード措置等を講ずることで合意となった。

このため、当該セーフガードの適確な運用に資するための調査事項を追加する。

(注)「ホエイ」とは、チーズ製造の際に発生する副産物(水溶液)であり、これを乾燥させた「ホエイパウダー」は脱脂粉乳の代替として利用される。

ホエイのセーフガードに関連する統計整備

- 脱脂粉乳(たんぱく質含有量34%)と競合する可能性が高いホエイ(たんぱく質含有量25-45%)については、20年目のセーフガード発動数量を脱脂粉乳の国内生産量の1割強の水準に設定
- ただし、①「脱脂粉乳が国内で不足している」又は②「脱脂粉乳の国内需要が低下していない」と認められる場合には、脱脂粉乳の需給に悪影響がないことから、セーフガードを適用しないこととされている。セーフガードを適用した場合、TPP参加国は、我が国に対して、①又は②に合致していない理由を説明するよう求めることができる^(注)。

(注)環太平洋パートナーシップ協定「付録B-1農産品セーフガード措置」の「第E節ホエイのたんぱく質濃縮物についての農産品セーフガード措置」による。

セーフガードを適確に運用するためには、脱脂粉乳とホエイの競合状況等を正確に把握することが必要

(中立性・客観性に基づくデータ整備が不可欠)

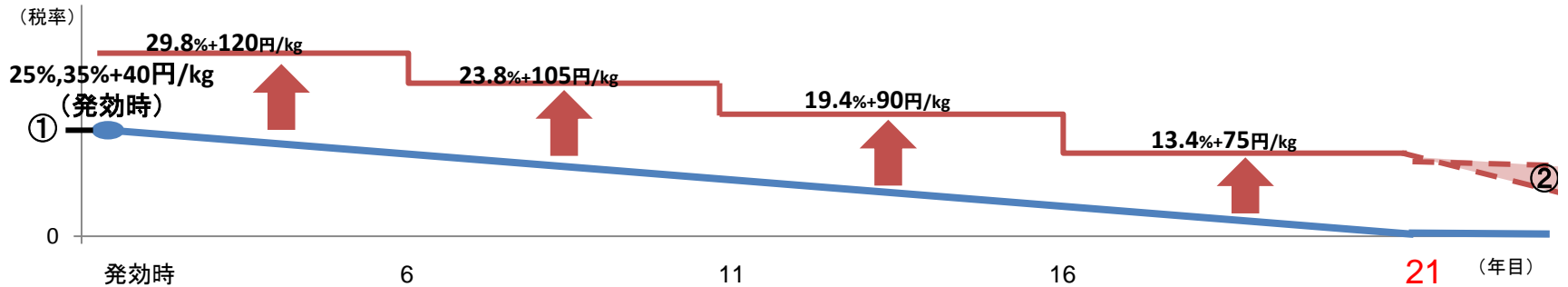
牛乳乳製品統計調査に新たに「脱脂粉乳の在庫量（国産・輸入別）」及び「ホエイパウダーの生産量・在庫量（国産・輸入別）」を追加し、牛乳乳製品に係る生産及び在庫の状況を一体的に把握・整備することにより、セーフガードの適確な運用を行うための基礎資料とする。

(参考) TPP協定における乳製品の交渉結果 (ホエイ関連)

- 脱脂粉乳(たんぱく質含有量34%)と競合する可能性が高いホエイ(たんぱく質含有量25-45%)について、最も長い21年目までの関税撤廃期間を確保
- 20年目のセーフガード発動数量を脱脂粉乳の国内生産量の1割強の水準に設定
- 脱脂粉乳と競合する可能性が低いたんぱく質含有量25%未満のものは、セーフガード付きで16年目までの関税撤廃期間を確保(たんぱく質含有量が特に高いものは、6年目に無税)

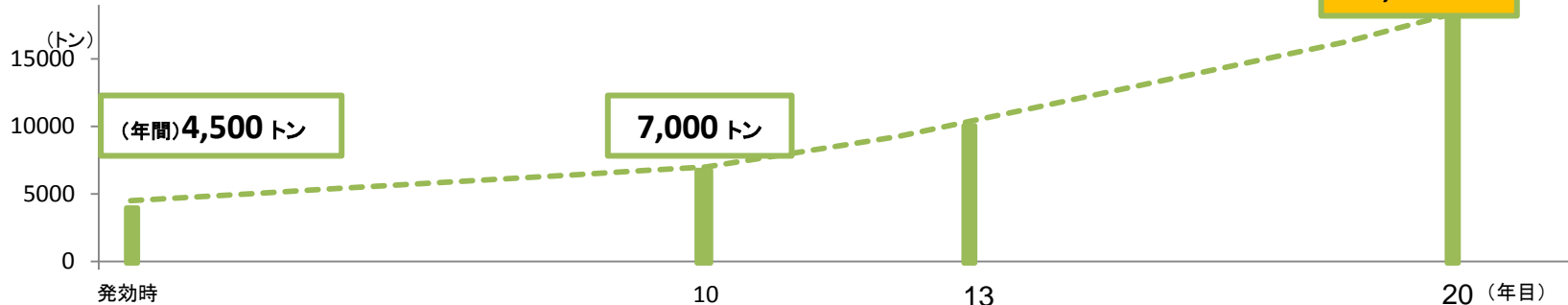
ホエイ(たんぱく質含有量25-45%)

(1) 関税水準とセーフガード税率



- ① 発行時の関税水準は、直近3年の平均輸入価格(299円/kg)で換算すると115~145円/kg程度
発効前の輸入は国家貿易により実施されており、枠内税率25%,35%に加えてマークアップを徴収
現行のホエイの2次税率は29.8%+425円/kg,687円/kg
- ② 21年目以降のセーフガード税率
・毎年1.9%+10.7円/kgずつ削減し、発動されれば削減幅が半減
・3年間発動がなければ終了

(2) セーフガードの発動数量



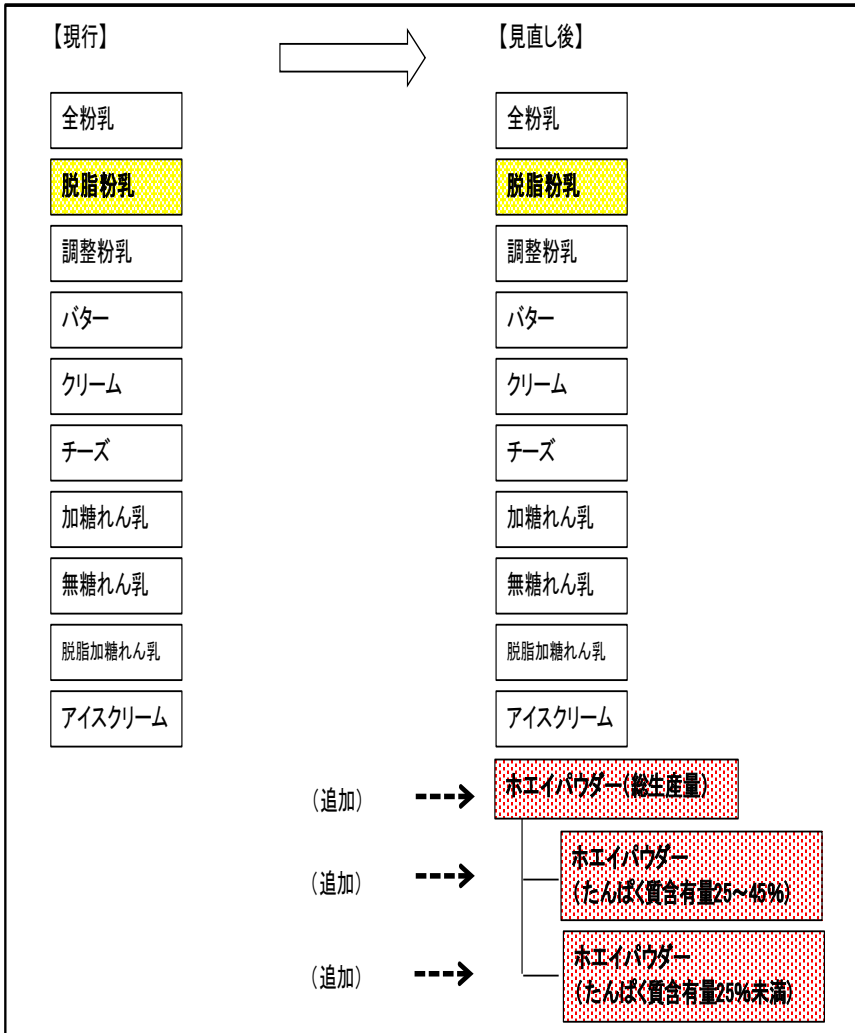
国産脱脂粉乳の
1割強の水準

16,250 トン

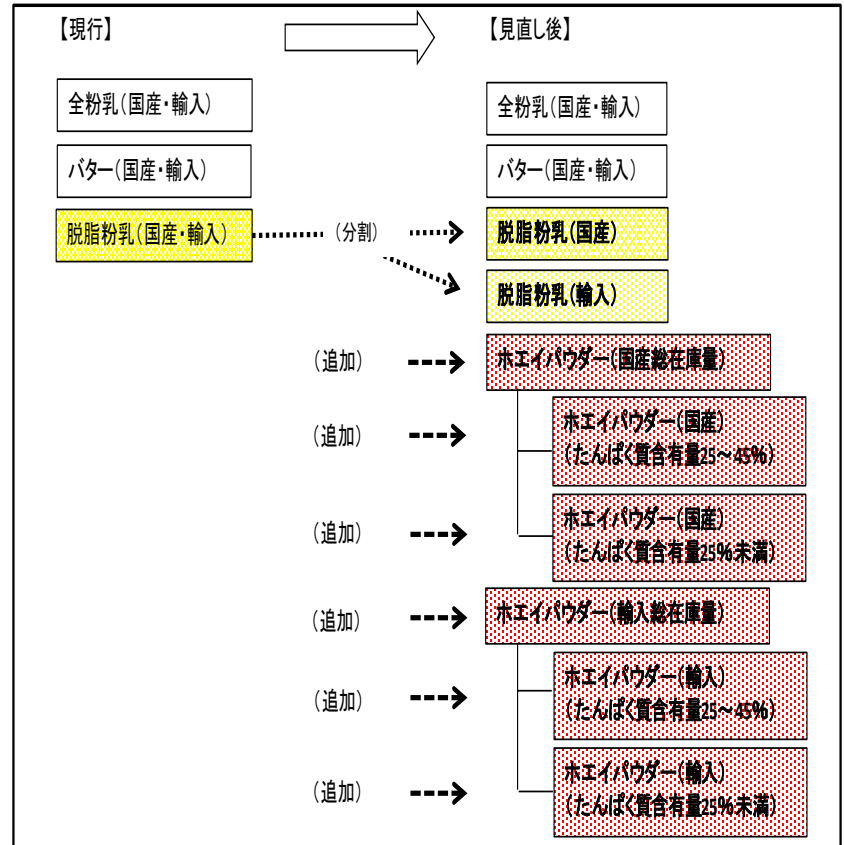
(注) 脱脂粉乳が国内で不足しているときや、脱脂粉乳の国内需要が低下していないときは、セーフガードを適用しない。

1 牛乳乳製品統計調査の変更

○乳製品の生産量



○乳製品の在庫量



【論点】

把握目的、利活用、報告者負担等の観点から、調査事項の追加は妥当か。

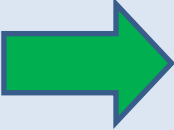
2 農業経営統計調査の変更

【標本設計の変更】

2015年農林業センサス※等の情報が活用可能となったことを踏まえ、母集団名簿情報を整備するとともに、標本設計の見直しを行う。

※農林業センサスは、我が国の農林業・農山村の実態を明らかにし、我が国の農林行政に係る諸施策及び農林業の推進に必要な資料を得るとともに、農林水産省が実施する各種統計調査の報告者を抽出するための母集団情報を整備することを目的として、全ての農業経営体(2015年農林業センサスでは約137万5千経営体)等を対象に、5年ごとに実施している。

[変更内容]

- 
- ① 2015年農林業センサス等の情報を新たな母集団名簿情報として活用
 - ② 個別経営体に係る統計の規模階層区分の細分化等標本設計の見直し

例：営農類型別経営統計(個別経営体) 水田作経営
「20ha以上」 → 「20～30ha」、「30ha以上」

[論点]

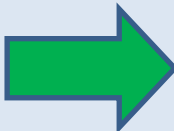
正確性等の観点から、母集団名簿情報や標本設計の変更は妥当か。

2 農業経営統計調査の変更

【調査対象範囲の変更】

- 組織経営体の法人化の進展に伴い、組織法人経営体数が増加し、任意組織経営体数は減少
※組織経営体数は、2015年農林業センサスの結果によると、2010年と比べ、2015年は組織法人経営体数が48.9%増加(13,000経営体⇒19,358経営体)している一方、任意組織経営体(非法人経営体)数は27.0%減少(13,602経営体⇒9,926経営体)している。
- 「日本再興戦略」改訂2015において「今後10年間で産業界の努力も反映して担い手のコメの生産コストを現状全国平均比4割削減する」ことが成果目標として掲げられるなど、組織法人経営体における農産物(米、小麦、大豆)の生産費を把握する必要性の高まり
- 食料・農業・農村基本計画において、任意組織経営体は「法人化に向けての準備・調整期間」と位置付けられるなど、任意組織経営体に係る統計ニーズは相対的に低下

[変更内容]

- 
- ① 組織法人経営体における農産物(米、小麦、大豆)の生産費を把握する上で必要な調査票を新設
 - ② 任意組織経営体^(※)に係る調査票を廃止

※現在、水田作(集落営農)[212経営体]のみを対象に調査を実施

[論点]

- ① 調査目的等の観点から、調査対象範囲の変更、調査票の廃止・新設は妥当か。
- ② 統計ニーズ等の観点から、新設する調査票の調査事項の設定は妥当か。

2 農業経営統計調査の変更

【調査事項の変更①】

【経営台帳(個別経営体)】

米の生産コストの分析に資するため、米の生産費に係る調査事項を追加する。

[変更内容]

経営台帳(個別経営体)について、米の生産費に係る以下の調査事項を追加する。

- ・ほ場間の距離、団地への平均距離、「移植」・「直まき」別作付面積



経営台帳(個別経営体用)抜粋

10 調査客体概況 (2)-2 米生産費統計関連項目

イ ほ場枚数及び面積等

区画規模	ほ場枚数
a	枚
ほ場間の距離(注1)	km
団地への平均距離(注2)	km

ほ場までの移動距離等を把握することにより、農地の集積・分散による生産コスト分析が可能となる。

エ 「移植」・「直まき」別作付面積

	作付面積
移植	a
直まき(注3)	

米の植え付け方法を把握することにより、直まき栽培の普及による生産コスト分析が可能となる。

※組織法人経営体の農産物(米、小麦、大豆)の生産費を把握するため新設する調査票においても左記事項を調査

(注1) 「ほ場間の距離」は、調査客体が米を作付けているほ場(田)のうち最も離れているほ場間の距離である。

(注2) 「団地への平均距離」は、調査客体の居住箇所を起点とした各団地への通作距離の平均である。

なお、団地とは作業単位としている地続きの耕地の一区をいう。

(注3) 「直まき」は、米の植え付け方法の一つであり、移植栽培に比べて育苗・田植えに要する労働時間や資材が削減できるコスト低減に有効な栽培技術である。

[論点]

統計ニーズや報告者負担の観点から、調査事項の追加は適当か。

2 農業経営統計調査の変更

【調査事項の変更②】

【経営台帳(組織法人経営体)】

他の企業統計との比較に資するため、調査事項の分割及び追加を行う。

[変更内容]

経営台帳(組織法人経営体)について、以下の調査事項の分割及び追加を行う。

- ・「事業外収支」→「営業外収支」「特別損益」
- ・「役員報酬」、事業従事者数のうち「役員」、「常用雇用者」等の追加

経営台帳(組織法人経営体用)抜粋

2 損益計算書

(6) 営業外収支の内訳(制度受取金、積立金などを除く)

	収入計	支出計
配当利子	千円	
歳費及び手当		千円
その他		千円

(7) 特別損益の内訳(特別償却を除く)

	収入計	支出計
資本補助金	千円	
その他		千円

(8) 科目配賦表(総括表)

種類	支出
販売経費	
荷造運賃手数料	
市場手数料等	
人件費	
構成員	
雇用者	
うち役員報酬	
租税公課	
負債利子	
構成員支払分	
減価償却費	
その他の管理費	

3 調査客体概況

(7) 事業従事者数

	男		女	
	管理部門専従		管理部門専従	
構成員	人	人	人	人
役員				
主たる従事者				
平均年齢	歳	歳	歳	歳
65歳未満	人	人	人	人
60日以上				
150日以上				
常用雇用者				

上記の項目を分割・追加することにより、農業以外の他業種との比較・分析が可能となる。

[論点]

統計ニーズや報告者負担の観点から、調査事項の分割・追加は適当か。